

災害時の相互応援に関する協定（新潟県・長野県）

（趣旨）

第1条 この協定は、新潟県又は長野県において災害が発生し、被災県単独では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第74条第1項の規定に基づき、被災県が他の県に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 新潟県及び長野県（以下「両県」という。）はあらかじめ相互応援に関する連絡担当部局（以下「担当部局」という。）を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1)食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
 - (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
 - (4)救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣
 - (5)被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
 - (6)被災地の情報収集のためのヘリコプターの派遣等
 - (7)前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
- （応援要請の手続き）

第4条 応援を受けようとする被災県は、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1)被害の状況
 - (2)ヘリコプターの派遣場所及びヘリポートの位置
 - (3)前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
 - (4)前条第4号に掲げるものの職種別人員
 - (5)応援の場所及び応援場所への経路
 - (6)応援の期間
 - (7)前各号に定めるもののほか、必要な事項
- （応援経費の負担）

第5条 応援に要した費用は、応援を受けた県の負担とする。

2 応援を受けた県が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合は、応援した県は、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

（応援の自主出動）

第6条 災害が発生し、被災県との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする県が必要と認めるときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用の負担については、第5条の規定を準用する。ただし被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする県の負担とする。

（資料の交換）

第7条 両県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年次の資料を交換するものとする。

- (1)地域防災計画
- (2)担当部局の担当責任者及び補助者等の職、氏名並びに連絡方法等

(3)県境地域市町村の避難所、ヘリポート等の所在地及び位置図

(4)食糧及び生活必需品の備蓄状況

(5)情報収集班の構成員名簿

(6)その他必要な事項

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度両県が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、両県の担当部局が別途協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成7年7月11日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成7年7月11日

長野県長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事 吉村 午良

新潟県新潟市新光町4番地1

新潟県知事 平山 征夫